

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	経営改善計画の認定	
根拠法令・条項	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 第2条の5	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>申請に係る経営改善計画が、堺市酪農・肉用牛生産近代化計画に定める改善の目標等の基準に適合するか否か。</p> <p>酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則第2条の5による。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	